

掛川市条例第14号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月8日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年掛川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第2条の規定 平成24年4月1日